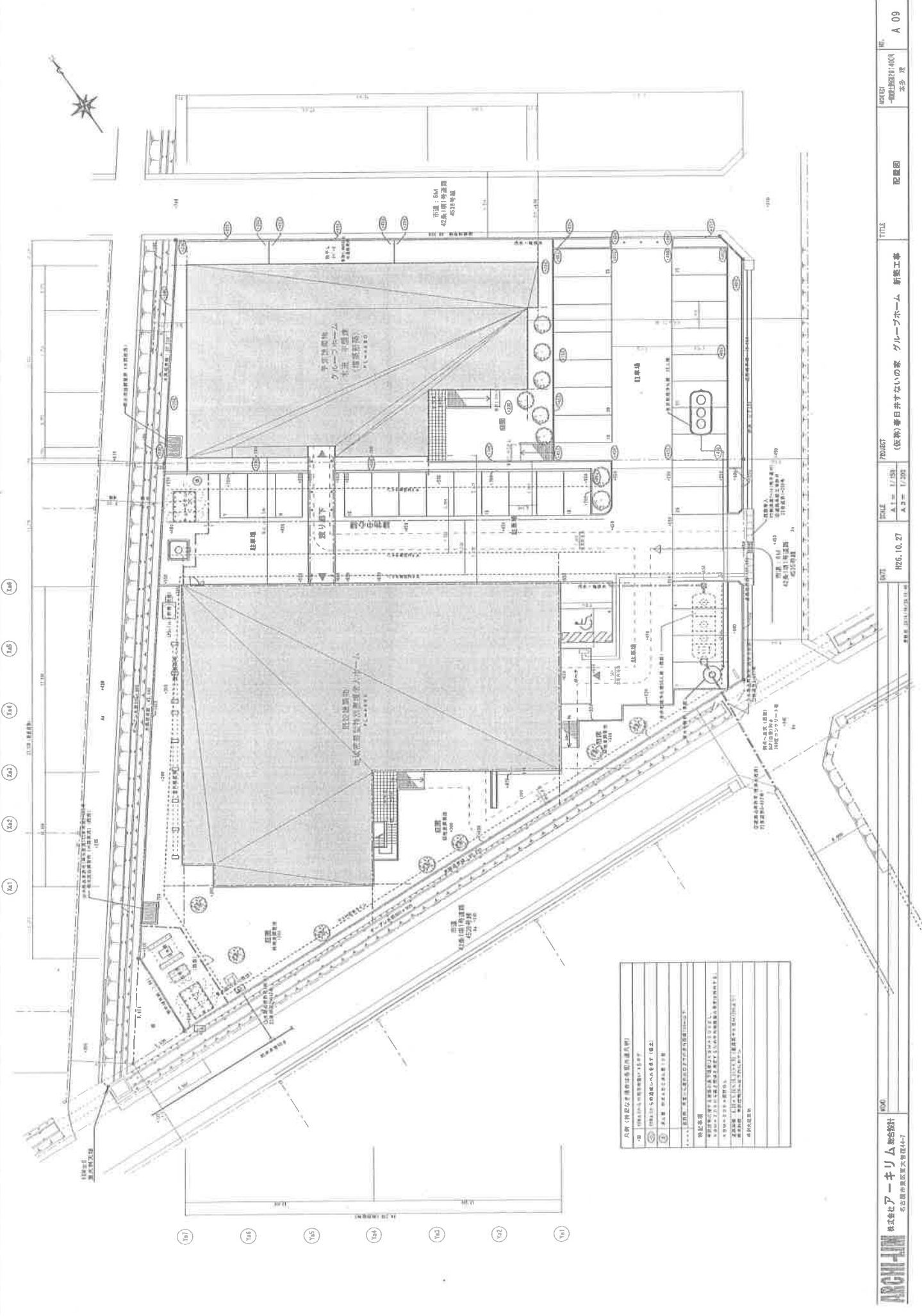


【参考資料5】

事業区分 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
申請者 社会福祉法人かなえ福祉会
事業所名称 すないの家 春日井 グループホーム
所在地 西山町5丁目5番1 (北部地区)





- (34)
- (35)
- (36)
- (37)
- (38)
- (39)
- (40)

- (10)
- (11)
- (12)
- (13)
- (14)
- (15)
- (16)

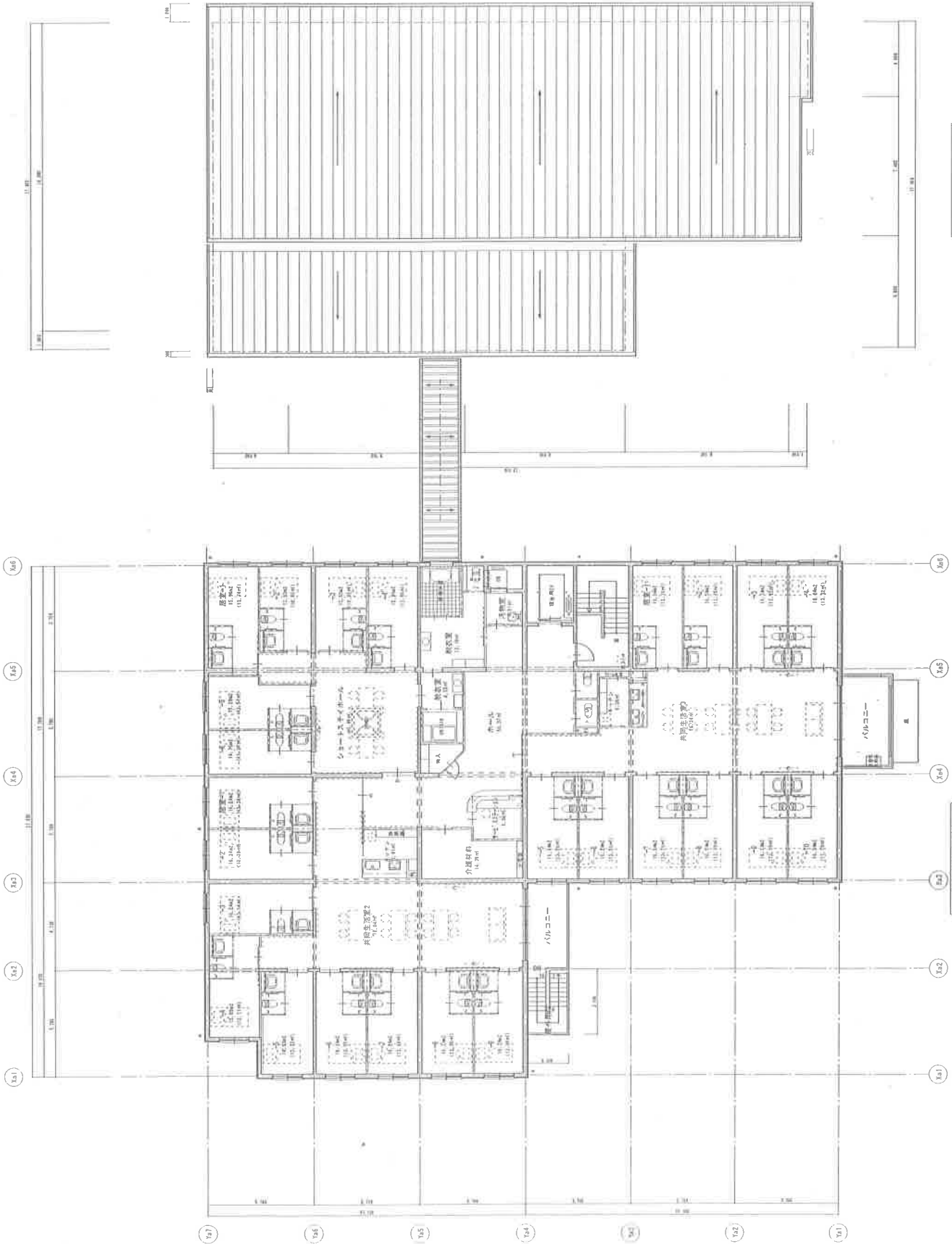
<p>大町（特記の事項は省略された）</p>	
1	<p>1. 1階～2階の構造計画（基本）</p>
2	<p>2. 1階～2階の設備計画（基本）</p>
3	<p>3. 1階～2階の外観計画（基本）</p>
<p>※ 1. 2階～3階の構造計画（基本）</p> <p>※ 2. 1階～2階の設備計画（基本）</p> <p>※ 3. 1階～2階の外観計画（基本）</p> <p>※ 4. 1階～2階の内装計画（基本）</p> <p>※ 5. 1階～2階の照明計画（基本）</p> <p>※ 6. 1階～2階の空調計画（基本）</p> <p>※ 7. 1階～2階の給排水計画（基本）</p> <p>※ 8. 1階～2階の電気計画（基本）</p> <p>※ 9. 1階～2階の防火計画（基本）</p> <p>※ 10. 1階～2階の避難計画（基本）</p> <p>※ 11. 1階～2階の防災計画（基本）</p> <p>※ 12. 1階～2階の環境計画（基本）</p> <p>※ 13. 1階～2階のエネルギー計画（基本）</p> <p>※ 14. 1階～2階の緑化計画（基本）</p> <p>※ 15. 1階～2階の歩道計画（基本）</p> <p>※ 16. 1階～2階の自転車計画（基本）</p> <p>※ 17. 1階～2階の自動車計画（基本）</p> <p>※ 18. 1階～2階のバス計画（基本）</p> <p>※ 19. 1階～2階のタクシー計画（基本）</p> <p>※ 20. 1階～2階の自転車シェアリング計画（基本）</p> <p>※ 21. 1階～2階の自転車駐輪場計画（基本）</p> <p>※ 22. 1階～2階の自転車専用道計画（基本）</p> <p>※ 23. 1階～2階の自転車専用信号機計画（基本）</p> <p>※ 24. 1階～2階の自転車専用信号機優先計画（基本）</p> <p>※ 25. 1階～2階の自転車専用信号機優先計画（基本）</p> <p>※ 26. 1階～2階の自転車専用信号機優先計画（基本）</p>	



1階平面図 (増築)

1階平面図 (既存)

ARCHI-JIN 株式会社アーキリム 総合設計 名古屋市中区東区東大塚4-7	NO.00	DATE	12.07.15	SCALE	A.1 = 1/100 A.3 = 1/200	PROJECT	(仮称)番白井すないの家 グループホーム 新築工事	TITLE	1階平面図	NO.001	一般社団法人 ARCHI-JIN	A.10
	<p>1階平面図 (増築)</p>											
	<p>1階平面図 (既存)</p>											



2階平面図 (概略)

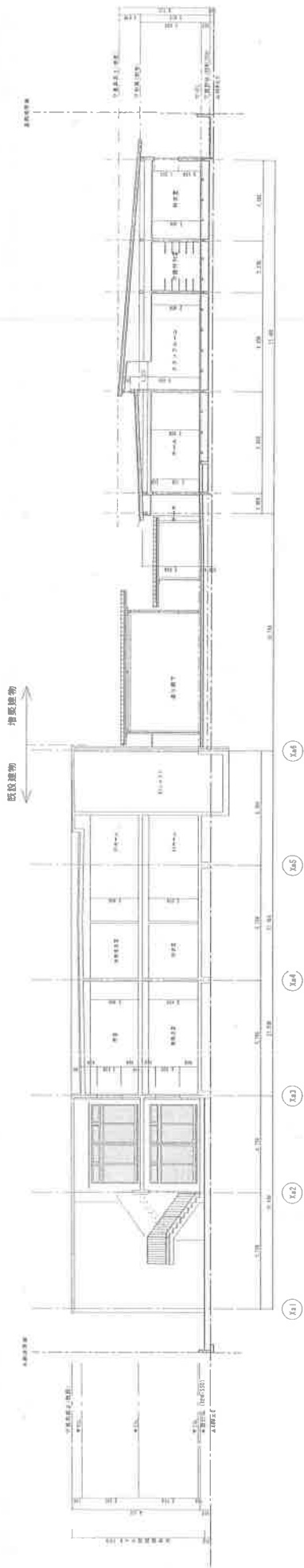
R階平面図 (増築)

	DATE	PROJECT	TITLE	NO.
	H26.04.08	(仮称)春日井すないの家 グループホーム 新築工事	2階平面図	A 11
				WORK NO. 20240301-001 25号 凡

増築建物 ← 既設建物 →



両側立面図 (既設建物)



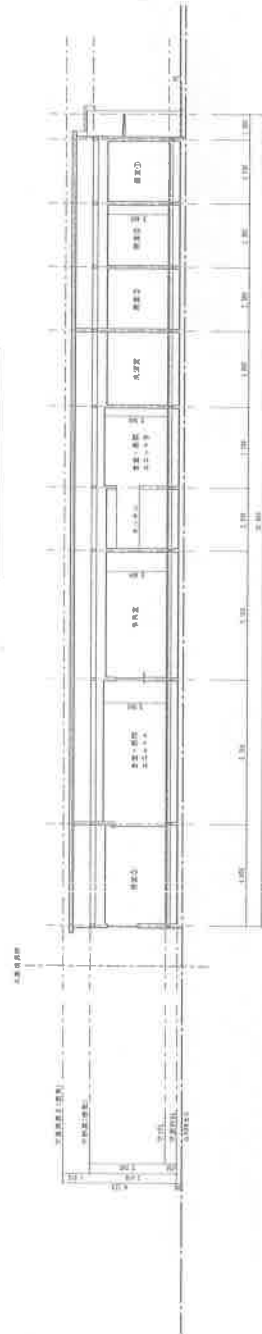
断面図-1 (既設建物)

断面図-1 (増築建物)



断面図-2 (既設建物)

断面図-2 (増築建物)



断面図-2 (増築建物)

すないの家春日井 グループホーム

1 事務室

2つの共同生活住居を1つの事務室が兼務しているが、緊急時に速やかに対処できる距離、位置関係にあり管理上支障がないことを確認。

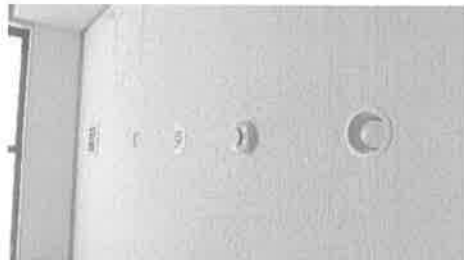
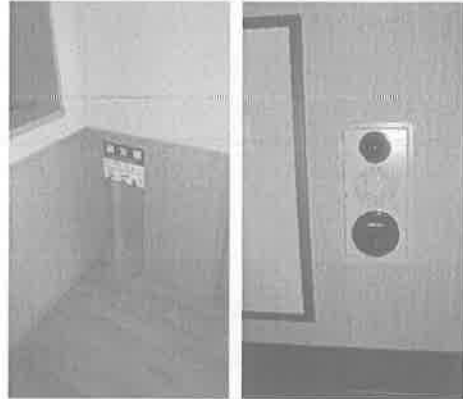
事務室扉は、施錠することで利用者が入室できない事を確認。夜間における当該施設への来客時は、事務室内のインターホンで応対し、扉を開閉することを確認。



2 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

消防法に規定された、「消火器」、「火災報知機」、「火災探知機」が設置されていることを確認。

また、災害時等の「非常口」、「誘導灯」を確認。



3 居室

居室は、廊下、居間等に繋がる出入口を有し、他の居室と明確に区分されていることを確認。

居室 1 つあたりの面積は、収納設備を除き 7.43 平方メートル以上あることを確認。



4 居間及び食堂

居間及び食堂は同一の室内であったが、それぞれの機能が独立しており、また、その広さが利用者及び介護従業者が一堂に会するのに十分な広さであることを確認。

居間、食堂及び台所については、それぞれ共同生活住居ごとの専用の設備であることを確認。

